

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学共同研究等規則（平成16年度九大規則第94号。以下「規則」という。）第17条の2の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の博士課程（前期2年の修士課程を除く。以下同じ。）の学生（以下「学生」という。）が共同研究を主体的に実施する博士課程学生就学・キャリア支援共同研究プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、学生が、博士論文テーマに沿った共同研究を民間企業（以下「企業」という。）と主体的に行いながら当該共同研究費によって経済的支援を受け、かつ、当該学生のキャリアパスの形成に資するとともに、大学院教育における課題設定及び解決能力、並びに他者と協働する力を向上させ、本学における新しい学問分野及び融合研究の創成・発展の促進を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 プログラムに参加することができる者は、原則として、第6条に定める共同研究計画の提案時において、本学の博士課程に進学を予定する者とする。

(処遇)

第4条 プログラムに参加する学生は、規則第3条第1号に規定する共同研究を主体的に実施し、当該共同研究の研究担当者として本学に雇用されるものとする。

- 2 前項の研究担当者は、DC共同研究員と称する。
- 3 DC共同研究員の雇用に係る経費は、当該DC共同研究員が実施する共同研究の直接経費をもって充てる。
- 4 DC共同研究員に支払う1時間当たりの手当額の単価は1,900円とし、1週間当たりの従事時間は30時間未満とする。

(雇用期間)

第5条 DC共同研究員の雇用期間は、一事業年度の範囲内で定めるものとする。ただし、引き続き雇用期間は、当該DC共同研究員の本学の学生としての修業年限を上限とする。

(実施計画の提案等)

第6条 プログラムへの参加を希望する者は、指導教員の下承を得た上で、企業が提示した共同研究テーマについての実施計画を策定し、学術研究・産学官連携本部（以下「学産本部」という。）に提案するものとする。

- 2 学産本部は、前項の提案に基づき、企業と共同研究実施に向けた調整等を行い、産学官連携戦略会議

に報告するとともに、当該企業との共同研究契約締結の手続を行う。

(実施要件)

第7条 プログラムは、以下の要件に基づき実施する。

- (1) 共同研究は、指導教員を研究代表者、学生を研究担当者として実施する。
- (2) 共同研究の実施は、原則3年間（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻は4年間）とする。ただし、不可抗力又は研究開始時に予測できなかったやむを得ない事由が生じた場合は、本学及び企業の協議により実施期間を変更できる。
- (3) 共同研究の実施を、学生が当該共同研究の相手企業に就職するための前提としないものとする。
- (4) 共同研究は、その成果を対外的に発表することを前提として実施する。ただし、成果に発明が含まれており、かつ、企業が当該発明の権利化を要望する場合は、本学は発表前に速やかに権利化に努めるものとする。
- (5) 本学と企業との間で共同研究の方針に相違が生じた場合は、両者による協議によってその解消に努めるものとする。ただし、当該協議によっても解消されない場合は、本学の方針を優先する。
- (6) 本学は、共同研究の進捗等（発明の創出、対外的発表等を含む）について、企業に定期的に報告するものとする。

(学産本部の関与)

第8条 学産本部は、研究の進捗の透明性が確保されており、かつ、プログラムに参加する学生の学位取得に支障を来すことのない共同研究を推進するため、プログラムで実施する共同研究の進捗管理及び研究成果の取扱いに関する支援等を実施する。

(博士論文の審査等)

第9条 プログラムに参加する学生の博士論文の審査等については、九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）に基づき実施する。

(事務)

第10条 プログラムに関する事務は、事務局関係各課の協力を得て、研究・産学官連携推進部産学官連携推進課において処理する。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、学術研究・産学官連携本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第9号）

この規程は、平成30年5月21日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第35号）

この規程は、令和2年12月10日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第160号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第101号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第93号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年度九大規程第96号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。